

農業委員会だより

令和8年10月発行



桃山田地区圃場整備

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

令和9年7月31日をもって農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了となるため、次ページ以降の募集要項により農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

主な記事のご紹介

- ◎農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について
- ◎農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について
- ◎農地パトロールについて ◎農地の権利移動や転用について
- ◎農業者年金について

農業委員会だよりは、
雲仙市のホームページ
でもご覧になれます！



QRコードから
アクセスを！

～お知らせ～

- ◎農地の売買、貸借、転用申請の受付め切は、毎月14日です。
ただし、14日が閉庁日のときは、その直前の開庁日まで可。

〔編集・発行〕
雲仙市農業委員会

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
■電話 0957-38-3111（代表） ■FAX 0957-38-3205
0957-47-7851（直通）

農業委員・農地利用最適化推進委員 募集要項

定 数	農業委員	19人
	農地利用最適化推進委員	29人（地区毎に定数があります。）
任 期 (共 通)	令和9年8月1日から令和12年7月31日まで（3年間）	
主 な 業 務	農業委員	・農地の権利移動、農地転用等に係る総会（毎月）及び現地調査会等（毎月）の会議に出席 ・違反転用への対応 ・農地利用の最適化活動（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に係る現地調査及び指導業務
	農地利用最適化推進委員	・現地調査会等（毎月）へ出席 ・担当地区内の農地利用の最適化活動（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に係る現地調査及び業務推進
報 酬	農業委員	月額34,400円
	農地利用最適化推進委員	月額30,000円
身 分 (共 通)	非常勤特別職	
応募資格 (共 通)	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、次の各号のいずれにも該当するものとします。 （１）市内に住所を有する方（ただし、農業委員会が特に認める場合にあっては、この限りではありません。） （２）市が設置するほかの附属機関等の委員でない方（ただし、当該附属機関等において兼務が禁止されていない方は、この限りではありません。） （３）次の各号のいずれにも該当しない方 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方 ウ 暴力団員と密接な関係を有する方	
応募方法 (共 通)	（１）農業者等からの推薦 （２）団体等からの推薦 （３）一般募集 ※指定の様式に必要書類を添えて、農林課、農業委員会事務局又は各総合支所へ提出してください。 ※指定の様式は、農林課、農業委員会事務局及び各総合支所で用意しています。（市のホームページにも掲載しています。）	
応募受付 期 間	令和8年10月1日（木）～令和8年11月16日（月） ※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（市のホームページでお知らせします。）	
応募状況 の公表	受付期間中及び期間終了後、ホームページで公表します。	

選任の方法	農業委員	市長は、雲仙市農業委員候補者評価委員会により候補者の選考を求め、候補者を決定し、雲仙市議会の同意を得て、任命します。 《選任にあたっての必須要件》 ・委員の過半数は認定農業者が占めること。 ・農業者以外の者で、中立な立場で公平な判断をすることができる者が含まれること。 ・女性や青年を積極的に登用し、年齢や性別等に著しい偏りが生じないよう配慮します。
	農地利用最適化推進委員	農業委員会が農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、委嘱します。

農地利用最適化推進委員の地区毎の定数

地区名	担当区域	地区別定数
国見町	多比良（甲、乙、丙、丁、戊） 土黒（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚） 神代（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）	6人
瑞穂町	西郷（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛） 伊福（甲、乙） 古部（甲、乙）	4人
吾妻町	守山（本村名、木場名、平江名、古城名、田之平名、大木場名） 山田（牛口名、馬場名、栗林名、布江名、川床名、永中名、阿母名）	5人
愛野町	甲、乙	2人
千々石町	甲、乙、丙、丁、戊、己、庚	4人
小浜町	富津、北野、北本町、南本町、北木指、南木指、雲仙、金浜、木場、大亀、山畑、飛子	5人
南串山町	甲、乙、丙	3人
計		29人

市への農地等利用最適化推進施策の改善 に関する意見書を提出しました

雲仙市の農業は、県内トップクラスの産出額を誇り、地域経済を支える重要な産業です。しかし、農業者の高齢化や後継者不足による農地の脆弱化に加え、異常気象や原油・生産資材の価格高騰などにより、農業経営は自助努力だけでは限界の極みに達しています。雲仙市農業委員会は、地域農業の持続的な発展と優良農地を次世代へ引き継ぐため、現場の切実な声を取りまとめ、市長へ積極的な財政・支援策を求める意見書を提出しました。



この意見書は、農業委員と農地利用最適化推進委員が日頃の活動を行うなかで、農家からの意見や要望を取りまとめたものです。内容については下記のとおりです。

要望事項	現状と課題	主な要望内容
農地中間管理機構の 運用改善	貸借契約については、物納による新規契約が廃止され、特例事業においては、登記完了まで約1年かかり、代位登記の手数料負担も求められ使いづらい	・物納による貸借の再開 ・手続き期間の大幅短縮 ・代位登記手数料の負担軽減 ・関係機関との意見交換会の実施
遊休農地の発生防止 ・解消	耕作できない農地の借り手が見つからず放置され、イノシシ等の有害鳥獣被害を誘発している	・機構を介した農地利用のため地域内の定期的な話合いの開催 ・防護柵の効果を高めるための研修の定例開催
農業経営に対する 支援	肥料や燃油等の生産資材費が高止まりし、離農の危機に瀕する農家が増加している	・物価高騰対策事業や収入保険支援事業の継続 ・青色申告推進に向けた補助対象の拡大 ・市上乗せ補助率の引き上げ
新規就農者の 減少対策	農業機械・施設等の初期投資が大きく、関係機関が一体となった相談体制の場も不足している	・親元就農・経営移譲時の設備修繕への重点支援、 ・関係機関連携によるワンストップ型サポート体制の構築
農林水産部の 予算拡充	離農者が後を絶たず、優良な農地が荒廃化するリスクが年々高まっている	・本市農業の維持発展に向けた、農林水産部予算全体的大幅な拡充

農地パトロールを実施しました ～あなたの農地は適正に管理されていますか？～

農業委員会では、6月から8月にかけて、農地法に基づき管内の農地の実態把握や遊休農地が発生していないか等について、農業委員と農地利用最適化推進委員が一斉に農地パトロールを実施しました。

遊休農地の発生は、地域環境への影響が大きい！

農地を管理せずに放置していると近隣土地に迷惑をかけるだけでなく、火災・交通事故・ごみ不法投棄・鳥獣被害・病虫害発生など様々な影響があり、営農や地域の環境悪化につながります。

日頃から農地の所有者または管理者の方は、除草等により適切な農地の保全管理を行いましょう。



担い手へのバトンタッチを考えましょう！

この調査で把握した遊休農地を対象に、今後の利用意向を確認する「農地利用意向調査」を実施します。自ら農地の耕作や管理ができない方は、担い手への農地の利用集積（貸し付け）を考えてはいかがでしょうか？

離農や規模縮小により使わなくなる農地は、次の農業者に引き継ぐために農業委員会がサポートします。詳しくは農業委員会事務局または各総合支所へご相談ください。

広島市農業委員会視察研修を実施

7月15日から3日間、雲仙市農業委員12名が広島市農業委員会へ視察研修に行きました。

広島市における女性農業委員の活躍や、新規就農者への農地集積など農業委員の役割についてお話を伺い、各市の課題など意見交換を行いました。

この研修で学んだことを今後の委員活動に活かしていきます。



佐賀市農業委員会視察研修受入れ



7月28日に佐賀市農業委員会の24名の皆さんが本市農業委員会へ視察研修に訪れました。

農業者年金の加入推進の取組、農地利用最適化推進委員の取組状況、農地の売買価格の低迷、後継者不足、女性農業委員の登用、農地中間管理事に関する事等それぞれ抱える問題について意見交換を行い、有意義な研修となりました。

農地の権利移動や転用については、事前に 法律に基づく農業委員会の許可が必要です！

【農地の権利移動】「農地」を「農地」として、売り買い または貸し借りしたい場合



1 農地法第3条による手続き

譲受（借）人には一定の要件が必要です。

- ①受け手の現在の経営農地が、適正に管理されていること。（遊休農地はない）
- ②受け手、またはその世帯員等の農業従事日数の合計が、年間150日以上であること。
- ③周辺の農地利用について調和がとれている（影響を及ぼさない）こと。
- ④法人が農地取得する場合は、農地所有適格化法人であること。
- ⑤「地域計画」の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得でない。

※譲受人がいない場合は、農地移動適正化あっせん事業の申し出ができます。

2 農地中間管理事業による手続き

公的な機関である「農地中間管理機構」を通しての貸借契約を締結できます。

～メリット～

- ①貸借後、もし受け手が耕作できなくなった場合には、機構が草刈など農地を荒らさない管理を最長1年間行います。
 - ②受け手側の都合で耕作できなくなった農地は、次の受け手を最長1年間探します。
 - ③地主との貸借手続きなどは、市（機構業務受託先）が行います。
 - ④未相続農地でも相続人の2分の1を超える同意がある場合のみ契約ができます。
（ただし、相続登記時に必要となる戸籍関係書類（原本還付可）と同意書の添付が必要。）
- このほか、農地中間管理機構を仲介して売買を行う【特例事業】があります。
（譲受人の要件あり）

※農地中間管理事業の手続きは、農林課（Tel0957-47-7828）へお問合せください。

【農地の転用】「農地」を「農地以外」に転用したい場合

農地の転用とは、農地を住宅や工場等の建物敷地、駐車場等の農地以外の用地に転換することです。なお、農地を一時的に資材置き場等に利用する場合も転用になります。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者
4条	農地の所有者が転用する場合	転用を行うもの （農地所有者）
5条	農地を第3者が転用するため 売買・貸借を行う場合	売（貸）主（農地所有者） 買（借）主（転用事業者）

農業振興地域内の農用地区域内であれば、
別途手続きが必要です！

農業振興地域内の農用地区域内の農地については、指定の農業以外の用途に使用することはできません。（農振法）

農用地区域内の農地か否かの確認および農地以外のものにする場合の手続きについては、農林課までお問合せください。

農地のことは、地域の農業委員
または農地利用最適化推進委員に
まずはご相談ください。

農地の権利移動や、転用等をはじめ、今後、経営規模を拡大したい、または規模縮小等を検討しているが借り手を探しているなど、農地に関する相談がありましたら、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農業者年金について

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業に従事する方
- ② 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③ 20歳以上65歳未満の方（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

★農業者年金への加入を迷っている方へ 農業者年金の **3** つのメリット

メリット1

女性に 優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします！
- 女性農業者の老後の安心
は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の
国庫補助も！

メリット2

若年層には 手厚い政策支援 （保険料補助）

- 国民年金第1号被保険者等の
農業者年金への加入要件に加え
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等
を満たせば受けられます！

メリット3

税制面で 大きな優遇

- 支払った保険料は全額が
社会保険料控除の対象と
なります。
- 運用益は非課税です。
- 将来年金として受け取る
際も、大きな控除があり
ます。

女性が農業者年金に加入するメリットや、夫のみ農業者年金に加入した場合と夫婦で加入した場合では月額でいくら違うかなどについて、分かりやすく説明しています。

ぜひQRコードから動画を視聴してみてください。

農業者年金制度は、税制上の優遇措置や一定の要件を満たす農業者への保険料の国庫補助等のメリットがあります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJAへお尋ねください。



女性のための農業者年金ガイド
↓ 動画版<YouTube>



★将来の年金額（試算）

加入年齢・納付期間・保険料に応じた将来の年金額および受給総額の試算例です。

加入年齢	納付期間	月額保険料	保険料納付 総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20 歳	40 年	1 万円※	780 万円	63 万円	55 万円	1,362 万円	1,491 万円
20 歳	40 年	2 万円	960 万円	83 万円	73 万円	1,791 万円	1,961 万円
30 歳	30 年	3 万円	1,080 万円	83 万円	72 万円	1,783 万円	1,952 万円
40 歳	20 年	5 万円	1,200 万円	82 万円	71 万円	1,760 万円	1,926 万円
50 歳	10 年	6.7 万円	804 万円	49 万円	43 万円	1,051 万円	1,151 万円

【試算条件】

- ・通常加入で 65 歳までの運用利回り 2.5%、65 歳以降の予定利率 1.35%（令和 7 年度告示）として試算。
- ・受給総額は 65 歳時点の平均余命（男性 86.5 歳、女性 92 歳）まで生存した場合の想定金額。
- ・保険料月額 1 万円のケース（※）は、35 歳未満は月額 1 万円、35 歳以降は月額 2 万円で納付した場合。
- ・制度発足以降 22 年間（令和 5 年度まで）の運用利回り平均は年率 3.05% です。

★農業者年金を受給している方へ

農業者年金受給者協議会へ加入しませんか？

県内には 13 の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。また、将来に渡り受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。

農業者年金受給者協議会は、①自分たちの制度である『農業者年金制度を守り育てる運動』、②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」、③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」の 3 つの運動を柱として活動しています。

全国農業新聞をご存じですか？

全国農業新聞は、経営と暮らしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けており、「見やすい」と「分かりやすい」紙面を追求し、毎週金曜日（月 4 回）発行しています。

気になるな。購読してみたいな。と思われましたら、地元農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にお気軽にお尋ねください♪

月 4 回金曜日発行
購読料：月額 900 円
（送料、税込み）



詳しくは
全国農業新聞のHPへ

